

平成26年度 札幌市の支援策（ものづくり関連）



助成制度

問い合わせ先 | 経済局ものづくり産業課 電話 / 011-211-2362

●札幌型ものづくり開発推進事業

「札幌市産業振興ビジョン」に掲げる、今後の北海道・札幌市経済をけん引する「食」「環境」「健康・福祉」分野、高い付加価値を創り出す「製造」「IT」「バイオ」分野を対象に、市内中小企業者等が行う新製品・新技術開発の取組みに対して、その経費の一部を補助します。

○対象者：札幌市内に本社を有している中小企業者又は組合等 ○補助率：補助対象経費の1 / 2 ○上限額：500万円

●6次産業活性化推進補助事業

北海道内の1次産業者と、札幌市内の2次、3次産業者が連携して行う、北海道の農水畜産物資源を活用した新商品開発等の事業に対して、その経費の一部を補助します。

○対象者：北海道内の1次産業者と、札幌市内の2次、3次産業者によるコンソーシアム
○補助率：補助対象経費の2 / 3 ○上限額：400万円（試験販売に係る補助40万円を含む）

●ものづくり産業人材育成支援事業

市内中小企業等が行う、人材の育成及び技術の向上に向けた取組みに対して、その経費の一部を補助することにより計画的な人材育成を支援します。

○対象者：札幌市内に本社を有し、製造業を営む中小企業者又は組合等
○補助率：補助対象経費の1 / 2 ○上限額：40万円

融資制度

【問い合わせ先】 経済局産業振興課 電話／011-211-2372

《一般中小企業振興資金》 ～通常の運転資金や設備資金、経営安定化を図るなどの目的でご利用できる資金です～

●札幌みらい資金

札幌市経済をけん引する4つの重点分野である「食」「環境」「観光」「健康・福祉」に関連する中小企業者等に対し、必要な事業資金を低利で供給する融資制度です。

- 融資限度額：2億円 ○資金使途：運転及び設備資金
○融資期間：15年以内、運転資金のみの場合は7年以内（うち据置期間2年以内） ○融資利率：年1.5%以内

●産業振興資金

仕入・決済資金及び店舗改装・機械購入資金等を必要とする中小企業者等への融資制度です。

- 融資限度額：2億円 ○資金使途：運転及び設備資金
○融資期間：12年以内、運転資金のみの場合は7年以内（うち据置期間2年以内） ○融資利率：年2.0%以内

<短期サポート特別枠>

融資期間が1年以内の短期運転資金を必要とする中小企業者等への融資制度です。

- 融資限度額：5,000万円 ○資金使途：運転資金 ○融資期間：1年以内 ○融資利率：年1.7%以内

《特別資金》 ～新規創業、物流の効率化、工場適地への移転等の目的でご利用できる資金です～

●事業革新支援資金

次のいずれかに該当する中小企業者等への融資制度です。

- (1) 新技術・新製品等の開発や活用、事業の多角化や新たな事業分野への進出等を行う者
- (2) 商店街の活性化に資する事業に取り組む者

- 融資限度額：2億円 ○資金使途：運転及び設備資金
○融資期間：15年以内、運転資金のみの場合は7年以内（うち据置期間2年以内） ○融資利率：年1.1%以内

●創業・雇用創出支援資金

次のいずれかに該当する中小企業者等への融資制度です。

- (1) 市内で創業する者及び創業後5年未満の者
- (2) 融資申請日前6か月以内に、新たに常用従業員を1名以上雇用した者

- 融資限度額：5,000万円 ○資金使途：運転及び設備資金 ○融資期間：10年以内（うち据置期間2年以内）
○融資利率：年1.1%以内

立地支援制度

【問い合わせ先】 経済局立地促進担当課 電話／011-211-2352

●札幌圏設備投資促進補助金

札幌市内に「試験・研究・開発施設」「工場」「物流施設」「データセンター」を新設、増設又は市内移転する事業者への補助制度です。

- 対象業種：製造業、情報通信業、運輸業、卸・小売業、学術研究・専門・技術サービス業
○補助額：取得固定資産評価額×10%（限度額5億円）
※重点分野等（食関連分野、先端技術分野等）の新設の場合、取得固定資産評価額×20%（限度額10億円）
○交付要件：交付にあたって諸要件がございますので、詳細はお問い合わせください。

製品開発支援

【問い合わせ先】 経済局ものづくり産業課 電話／011-211-2362

●デザイン活用型製品開発支援事業

新製品開発を行う市内中小企業にデザイナー等の専門家を派遣し、デザイン支援のほか、マーケティング支援、販売戦略支援等を通して、競争力のある高付加価値製品の開発を支援します。